

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 甘楽町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	<a href="#">甘楽町まちづくり定住応援金</a>	甘楽町に新しく家を建てたり購入した人、または建て直した人に応援金を交付。対象となる住宅は以下のとおり 1. 延べ床面積50㎡以上の専用住宅 2. 居住部分が50㎡以上の併用住宅 3. 1または2に該当し、取得した年度の翌年度に新たに課税される家屋	自らの居住の用に供するために町内に新たに住宅を取得(建て替え含む。)した者	交付額:取得した住宅の初年度固定資産税相当額。併用住宅取得の場合は、居住部分に相当する固定資産税額。			住宅を取得した日の属する年の翌年の6月30日まで		住民課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/iyuumin/zeimu/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/iyuumin/zeimu/index.html</a>	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	<a href="#">住宅改修費支給</a>	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、その改修費用を助成(事前の申請が必要)	・要介護1～5の人・要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給	上限20万円(保険給付は18万円)					健康課	0274-67-7655	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/kaigo/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/kaigo/index.html</a>	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	<a href="#">高齢者介護用住宅改修費助成事業</a>	介護高齢者の住宅生活の継続・向上及び家族介護者等の負担軽減を図るために行う家屋内の改修費を助成	・60歳以上・高齢者のいる世帯(ひとり暮らし高齢者又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯を含む。) ・生計中心者の前年所得税課税年額8万円以下の世帯・要介護2以上	補助対象工事の経費と600,000円の補助基本額のうちいずれか低い額の6分の5の額。ただし、1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。		原則として対象世帯につき1回	常時受付		健康課	0274-67-7655	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/index.html</a>	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	<a href="#">自立高齢者等住宅改修費助成事業</a>	自立高齢者等の住宅生活の継続・向上及び介護予防(転倒骨折の防止等)を図るために行う家屋内の改修費を助成	・60歳以上・ひとり暮らし又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯・前年所得税非課税世帯・自立・要支援・要介護1	補助対象工事の経費と600,000円の補助基本額のうちいずれか低い額の6分の5の額。ただし、1,000円未満切り捨て。		原則として対象世帯につき1回	常時受付		健康課	0274-67-7655	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/index.html</a>	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費補助金)	助成	<a href="#">甘楽町重度身体障害者(児)住宅改修費補助金</a>	下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者又は、障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を、障害者に適するように改造する場合、その改修費を助成	(1)町内に居住する者(2)身体障害者手帳の交付を受けている者(3)次のいずれかに該当する者 ア 下肢の障害者で1・2級の者 イ 体幹の障害者で1・2級の者 ウ 下肢及び体幹の重複障害で1・2級の者 エ 視覚の障害者で1級の者 オ 上肢の障害者で1・2級の者(ただしそれぞれの上肢に4級以上の障害のある者)(4)市町村民税所得割合額160,000円未満の世帯に属する者	補助額は改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額以内とし、補助限度額は、補助基本額600,000円の6分の5の額とする。ただし、千円未満切り捨て。		原則として対象世帯につき1回障害者1人について1回	毎年6月末日まで		健康課	0274-67-7655	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/index.html</a>	
合併処理浄化槽設置費	助成	<a href="#">甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金</a>	合併処理浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を助成	下水道区域及び農業集落排水事業区域を除く町内全域で専用住宅に10人以下の浄化槽を設置する者等	新設5人槽 279,000円 6～7人槽 360,000円 8～10人槽 477,000円 転換加算100,000円 エコ補助金(県)100,000円					水道課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/iyougesuidou/gesui/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/iyougesuidou/gesui/index.html</a>	
太陽光発電設備設置費	助成	<a href="#">甘楽町住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要綱</a>	以下のすべての要件を満たす住宅用太陽光設備の設置に対し費用の一部を助成ア 太陽電池モジュールの最大出力が10キロワット未満イ 未使用品であるウ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を結ぶもの	以下のすべての要件を満たす方ア 甘楽町に住所を有する方イ 自分が所有もしくは居住する町内の住宅に対象設備を設置した方、または対象設備が設置された新築住宅を購入した方ウ 町税および使用料等の滞納がない世帯の方エ 過去にこの補助金を受けたことがない方	町内業者施工:1キロワットあたり3万5千円(上限14万円)町外業者施工:1キロワットあたり2万5千円(上限10万円)(最大出力:小数点以下第3位切り捨て。補助金額:千円未満切り捨て)			常時受付	予算が終了した段階で受付を終了する場合があります。	住民課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/iyuumin/kankyo/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/iyuumin/kankyo/index.html</a>	
生ごみ処理機設置費	助成	<a href="#">甘楽町生ごみ処理機等設置補助金</a>	家庭用生ごみ処理機等を設置する人に補助金を交付電動式生ごみ処理機(乾燥式・バイオ式):購入価格の2分の1の額(限度額3万円)・1世帯1期を限度とし、買換えは補助金の交付を過去5年間受けていないこと。申請時には、領収書と保証書の写しが必要。コンポスト式(130ℓ型):個人負担額600円・町環境保険協会が商品を斡旋	甘楽町の住民(事業所内での使用及び事業系の生ごみを処理することを目的とする場合を除く)	購入価格の2分の1の額(限度額3万円。百円未満切り捨て)			常時受付		住民課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/iyuumin/kankyo/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/iyuumin/kankyo/index.html</a>	
耐震診断費	助成	<a href="#">甘楽町木造住宅耐震診断事業</a>	耐震診断者による一般耐震診断費用を負担	(1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)であること。(2)平屋建てまたは2階建てのものであること。(3)在来軸組構法によって建築されたものであること。(4)自己の所有する、かつ、居住している住宅であること。(5)国、地方公共団体及びその他公の機関が所有していないものであること。	一般耐震診断に要する費用は町負担。ただし、耐震診断技術者の交通費1,000円については、申請者の実費負担とし現地調査時に耐震診断技術者に直接支払うもの			常時受付	2名(先着順)	建設課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/index.html</a>	
耐震改修費	助成	<a href="#">甘楽町木造住宅耐震改修補助金</a>	耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事ただし、リフォームに要する経費、他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具に係る経費は除く。	(1)耐震力不足木造住宅(甘楽町木造住宅耐震診断事業による耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅)を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者(2)町税を滞納していない者	助成対象費用の23.0%以内の額(限度額57.5万円)ただし、1,000円未満切り捨て。			令和2年4月1日～令和3年3月31日	1名(先着順)	建設課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/index.html</a>	
耐震改修費	助成	<a href="#">甘楽町耐震シェルター等設置補助金</a>	木造住宅の1階部分に耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する工事ただし、リフォームに要する経費、他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具に係る経費は除く。	(1)耐震力不足木造住宅(甘楽町木造住宅耐震診断事業による耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅)を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者(2)高齢者(満65才以上)のみで構成される世帯に属する者または障害者が同居する世帯に属する者(3)町税を滞納していない者	限度額30万円ただし、1,000円未満切り捨て。			令和2年4月1日～令和3年3月31日	1名(先着順)	建設課	0274-74-3131	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/index.html</a>	